

■ 法定納期限・納期限・法定納期限等

動画ワンポイントアドバイス

I24 直前対策 -03 関税法 2-007_考え方、問題解説 をご視聴ください。

【10年分の出題傾向】語群選択式3問、複数選択式2問、択一式3問

法定納期限

問題 1 関税法第12条第1項（延滞税）に規定する「法定納期限」とは、関税を課される貨物

□□□ を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とされている。

問題 2 特例申告書の提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その

□□□ 他一般の休日、12月29日、同月30日又は同月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその提出期限とみなされる。

問題 3 関税法第9条の2第1項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関

税についての同法第12条第9項（延滞税）に規定する法定納期限は、当該関税を課される貨物の輸入の許可の日である。

問題 4 特例申告貨物について、特例申告書をその提出期限までに提出した後にされた更正によ

り納付すべき関税についての関税法第12条第9項（延滞税）に規定する法定納期限は、当該提出期限と当該更正に係る更正通知書が発せられた日とのいずれか遅い日である。

納期限

問題 5 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額に相当する関税については、その特例申

□□□ 告書の提出期限までに国に納付しなければならない。

問題 6 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取った貨物に係る税額につき、

□□□ 関税法第7条の17の規定による税関長の通知を受けた者は、その通知の書面に記載された税額に相当する関税を、当該通知の送達に要すると見込まれる期間を経過した日として当該書面に記載された期限までに納付しなければならない。

問題 7 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、

□□□ 当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。

問題 8 輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額に相当する関税に

□□□ ついては、当該修正申告をした日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。

問題 9 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過

□□□ 少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

問題 10 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、その通知書に記載された金額の無申

□□□ 加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。

■ 法定納期限・納期限・法定納期限等

POINT：納期限に関する出題が多い傾向にあるが、法定納期限、法定納期限等もその言葉の違いや、なぜ違いがあるのか背景を掴むこと。

法定納期限

解答 1 ○ 問題文のとおりである。「法定納期限」と「納期限」の違いにも注意すること。

解答 2 ○ 問題文のとおりである。

解答 3 × 納付すべき期限が延長された関税についての法定納期限は、「当該関税を課される貨物の輸入の許可の日」ではなく「当該延長された期限」である。

解答 4 × 特例申告による場合の法定納期限は、特例申告書の提出期限である。特例申告書を提出した後、更正により納付すべき関税額に不足額がある場合の延滞税に規定する法定納期限も特例申告書の提出期限である。

納期限

解答 5 ○ 問題文のとおりである。

解答 6 × 「送達に要すると見込まれる期間を経過した日」ではなく「通知の書面が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日」である。

解答 7 ○ 問題文のとおりである。

解答 8 × 「1月を経過する日までに」ではなく「当該修正申告をした日までに」である。実務科目の延滞税の計算においても必須知識である。

解答 9 ○ 問題文のとおりである。

解答 10 ○ 問題文のとおりである。「遅い日」と「早い日」の言葉の入れ替えに注意すること。

問題 11 決定通知書に記載された納付すべき税額については、当該決定通知書が発せられた日の
翌日から起算して3月を経過する日までに納付しなければならない。

問題 12 賦課課税方式が適用される関税を納付すべき物を内容とする郵便物であって、税関長が
当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵便株式会社を経て名宛
 人に通知したものを、受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、当該書面に記
 載された税額に相当する関税を納付し、又はその納付を日本郵便株式会社に委託しなけれ
 ばならない。

問題 13 関税定率法第19条の3第1項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の
規定による関税の払戻しが、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合には、
 その過大であった部分の金額に相当する関税額について、当該関税額に係る納税告知書を発する日の翌日から起算して7日を経過する日までに納付しなければならない。

問題 14 税関長は、災害その他やむを得ない理由により、関税の納期限までに当該関税の納付を
することができないと認める場合には、財務大臣が当該理由に係る地域及び期日を指定す
 る前であっても、納税者の申請により、期日を指定して当該納期限を延長することができる。

法定納期限等

問題 15 関税についての更正又は決定は、これらに係る関税の法定納期限等から3年を経過した
日以後においては、することができない。

問題 16 関税法第14条第1項（更正、決定等の期間制限）の規定により関税についての更正を
することができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正は、当該更正
 の請求があった日から1年を経過する日まで、することができる。

Note

解答 11 × 「3月」ではなく「1月」である。

解答 12 ○ 問題文のとおりである。

解答 13 × 関税の払戻しが申請に基づいて過大な額で行われた場合には、国税徴収の例により、その過大であった部分の金額に相当する関税額を当該関税の払戻しを受けた者から徴収する。「納税告知書を発する日の翌日から起算して7日を経過する日までに納付しなければならない」という規定はない。

解答 14 ○ 問題文のとおりである。

法定納期限等

解答 15 × 法定納期限等から「3年」ではなく「5年」である。

解答 16 × 「1年を経過する日まで」ではなく「6月を経過する日まで」することができる。

Note

練習問題2

■ 原則

法定納期限 → () 日 (_____ の日)

納期限 → () 日 (_____ の日)

■ 例外

	法定納期限	納期限
①特例申告による場合	()	() 特例申告の場合には、特例申告書の提出期限又は () 特例申告の場合には、期限後特例申告書を提出した日
②輸入許可後の修正申告に係る関税	() 日 (_____ の日)	() をした日
③輸入許可後の更正に係る関税	() 日 (_____ の日)	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日
④決定の処分に係る関税	() 日	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日
⑤決定後の更正に係る関税	() 日	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日
⑥輸入許可前引取の承認を受けたものに係る関税	() 又は () が発せられた日	() 又は () が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日
⑦一定の事実が生じた場合、直ちに徴収するものとされている関税	() 日	() の送達に要すると見込まれる期間を経過した日
⑧相殺関税及び不当廉売関税	() に記載された ()	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日
⑨郵便物（⑩を除く）	() 日 (= _____ 日)	() 日 (= _____ 日)
⑩関税納付前受取承認を受け、受け取られた郵便物	() が発せられた日	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日
⑪口頭による告知 (携帯品、別送品、託送品等)	() 日	() 日
⑫過少申告加算税及び過少申告重加算税	×	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日と、 () の日とのいずれか ()
⑬無申告加算税及び無申告重加算税	×	() が発せられた日の翌日から起算して () を経過する日

練習問題2 解答

■ 原則

法定納期限 → 輸入する日（輸入許可の日）

納期限 → 輸入する日（輸入許可の日）

■ 例外

	法定納期限	納期限
①特例申告による場合	特例申告書の提出期限	期限内特例申告の場合には、特例申告書の提出期限又は期限後特例申告の場合には、期限後特例申告書を提出した日
②輸入許可後の修正申告に係る関税	輸入する日（輸入許可の日）	修正申告をした日
③輸入許可後の更正に係る関税	輸入する日（輸入許可の日）	更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
④決定の処分に係る関税	輸入する日	決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
⑤決定後の更正に係る関税	輸入する日	更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
⑥輸入許可前引取の承認を受けたものに係る関税	関税納付通知書又は更正通知書が発せられた日	関税納付通知書又は更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
⑦一定の事実が生じた場合、直ちに徴収するものとされている関税	その事実が生じた日	納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日
⑧相殺関税及び不当廉売関税	納税告知書に記載された納期限	納税告知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
⑨郵便物（⑩を除く）	交付の日（=輸入する日）	交付の日（=輸入する日）
⑩関税納付前受取承認を受け、受け取られた郵便物	納税告知書が発せられた日	納税告知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
⑪口頭による告知 (携帯品、別送品、託送品等)	輸入する日	輸入する日
⑫過少申告加算税及び過少申告重加算税	×	賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と、輸入許可の日とのいざれか遅い日
⑬無申告加算税及び無申告重加算税	×	賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日